

Q14 災害廃棄物の受入期間や費用負担はどうなってるの？

A14

- 東日本大震災による災害廃棄物について、国では、被災地の早期復興を目指すため、平成23年5月に処理指針（マスタープラン）を示し、震災発生後2年間、すなわち、平成26年3月末を目途に処理を終えることとしています。
- 現在、本県で処理を行っている岩手県野田村の不燃物については、本年12月末までに受入れを終える見込みです。

- ・ 広域処理に要する費用については、本県の場合、処理委託契約に基づき、委託元である岩手県から支払いを受けていますが、焼却処理を行う県内受入自治体や廃棄物の運搬を行う業者へ再委託した業務分については、県から自治体等へ費用を支払っています。
- ・ なお、災害廃棄物の広域処理は、岩手県側の災害廃棄物処理事業として行われていますが、岩手県などが一時的に負担する処理費用は、最終的に国からの補助等によりほぼ全額がカバーされることとなります。